

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備運営事業における建設工事低入札
価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備運営事業における建設工事（以下「本工事」という。）に係る総合評価方式による一般競争入札の執行において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格の算定方法及び調査、審査について、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査基準)

第2条 本工事に係る請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。以下同じ。）に次条に定める割合を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(調査基準価格に係る割合の算定等)

第3条 調査基準価格に係る割合は、100分の80とする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格は、設けないものとする。

(予定価格調書への調査基準価格の記載)

第5条 予定価格調書に調査基準価格を記載するものとする。

(調査基準価格の周知)

第6条 市長は、競争入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 申込みに係る価格が調査基準価格に満たない場合は、落札者の決定を保留し、調査及び審査をした上で落札者を決定し、その内容を落札者に通知すること。
- (3) 調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者は、当該総合評価一般競争入札において、総合評価値が最も高い提案を行った者であっても落札者とならない場合があ

ること。

(調査及び審査)

第7条 前条第2号の調査及び審査は、茅ヶ崎市公共工事低入札価格調査委員会設置要綱に基づき設置された茅ヶ崎市公共工事低入札価格調査委員会にて行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、本事業の落札者が契約した日をもって効力を失う。